平成２５年（フ）第７１６７号
埼玉県ふじみ野市丸山３－６
債務者　山口　忠雄
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１６８号
神奈川県相模原市緑区青山3684
債務者　畑野　好正
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１６９号
埼玉県さいたま市西区大字内野本郷420―41
債務者　武田るり子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１７０号
東京都新宿区東五軒町３―23―101
債務者　灰谷　和宏
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１７４号
東京都羽村市緑ヶ丘４丁目１－２―101
債務者　淺村　広美
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１７５号
東京都羽村市緑ヶ丘４丁目１－２―101
債務者　淺村　浩美
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３３号
東京都八王子市越野22番地５ヒルサイドテラス101号
債務者　渡辺　由子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５１０号
東京都町田市忠生１丁目23番地６ラフィナートＴＡＤＡＯ403
債務者　秋岡　　優
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３２号
東京都町田市木曽西１丁目33番３―310号
債務者　鈴木　秀臣
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３９号
東京都町田市鶴川３丁目14番地15ベルシオン鶴川Ａ103
債務者　江藤　　愛
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６９１８号
東京都立川市砂川町８丁目41―４―203
債務者　水上　貴裕
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０６５号
東京都墨田区八広２丁目27―７　セラー227106
債務者　須賀　利幸
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０７６号
東京都日野市日野台２丁目37―13
債務者　清水　久惠
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０９０号
東京都狛江市中和泉２丁目１－５―706
債務者　垂水　龍信
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１０３号
東京都葛飾区亀有４丁目34―５―402　ムーンマリコ６
債務者　塩谷　佳子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１７８号
東京都江戸川区南葛西２丁目18―８―301
債務者　藤井　美恵（旧姓福留）
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部